平成２５年（フ）第５７９号
神戸市須磨区磯馴町４丁目２番20号
破産者　濱田　耕一
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４２号
静岡県浜松市東区神立町107番地の９　ハイツ上村Ⅲ101
破産者　八木　政和
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１６４７号
大阪市東成区大今里２丁目19番６号　レジデンス大石802号、前住所大阪市西区北堀江２丁目10番18―1101号
破産者　坂口　洋幸
1　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
2　一般調査期日　平成26年９月29日午後３時
平成26年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７号
熊本県葦北郡芦北町大字國見229番地３
破産者　田上　　敦
1　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
2　一般調査期日　平成26年10月20日午後１時30分
平成26年７月23日　熊本地方裁判所八代支部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３９号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8313番地２
破産者　矢野　多恵
1　期日　平成26年８月22日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年７月23日　宮崎地方裁判所延岡支部

再生手続開始

平成２６年（再）第１４号
大阪市港区弁天１丁目２番１―2501号
再生債務者　アクアプロ株式会社
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年10月２日から平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２６年（再）第１号
島根県大田市大森町イ1688番地２
再生債務者　株式会社セラミカ
決定の要旨　平成26年７月８日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成26年７月９日　　松江地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第７号
大阪府池田市上池田１丁目８番16号
再生債務者　株式会社ウエストワンズ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法第174条２項各号に定める事由はない。
平成26年７月18日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
青森市長島２丁目１番５号
再生債務者　株式会社みどりや
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年７月17日
青森地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３号
佐賀県唐津市石志2942番地12
再生債務者　池田　敬子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月11日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月25日から平成26年９月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（再イ）第８号
北海道苫小牧市木場町２丁目19番20号　キラメック木場町１番館102号
再生債務者　石田　義実
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月26日から平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（再イ）第１４号
千葉県木更津市大稲115番地
再生債務者　山口　俊夫
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月26日から平成26年９月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第１１６号
名古屋市守山区大字中志段味字唐池462番地の95
再生債務者　上川　美幸
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月19日から平成26年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１８号
新潟市中央区女池３丁目11番12号
再生債務者　斎藤　隆浩
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第３０号
大阪府泉佐野市鶴原1487番地の14
再生債務者　佐々木勇樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月22日から平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２５号
奈良県天理市柳本町733番地９
再生債務者　藤井　明頼
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月25日から平成26年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第１号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南576番地１
再生債務者　森　　政秋
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２６年（再イ）第２号
鹿児島県鹿屋市串良町有里171番地２
再生債務者　下野　明人
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月29日から平成26年９月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係